

厚生労働省
東京労働局発表
令和2年5月29日

担当	東京労働局労働基準部安全課 課長 山崎 琢也 主任安全専門官 長澤 英次 電話 03(3512)1615
----	---

令和元年労働災害発生状況

～ 死亡者数は過去最少も休業4日以上の死傷者数は4年連続増加～

東京労働局(局長 土田浩史)は、2019年の東京都内の労働災害の発生状況を取りまとめましたので、公表します。

7月1日から1週間、全国安全週間を実施します。本年度は、新型コロナウイルス感染症対策について十分留意しながら、安全週間中の取り組みを行っていただくようお願いいたします。

ポイント

1 令和元年(平成31年)の東京都内の労働災害発生状況(詳細は別添1)

死亡災害発生状況

労働災害による死亡者数は47人で、平成30年と比べて16人(25.4%)減少しました。令和元年の死亡者数は、過去最少となりました。

このうち約3割の13人が建設業に従事しており、そのうち6割にあたる8人は「墜落・転落」による災害でした。

建設業以外では、清掃・と畜業(8人)、製造業(7人)、運輸交通業(7人)、商業(3人)、その他の三次産業(5人)などとなっています。

「その他の三次産業」は、金融業、警備業などです。

死傷災害発生状況

休業4日以上の死傷者数は10,570人で、平成30年と比べて84人(0.8%)増加しました。このうち、50歳以上の高年齢労働者が占める比率は約5割となっています。

業種別の死傷者数は、商業(1,902人)、運輸交通業(1,706人)、その他の三次産業(1,637人)、建設業(1,215人)、保健衛生業(1,194人)の順となっています。

2 全国安全週間の実施

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施され、「人命尊重」という崇高理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で93回目を迎えます。

(スローガン：エイジフレンドリー職場へ！ みんなで改善 リスクの低減)
(実施要綱は別添2)

全国安全週間の実施に合わせ、関係団体及び地方公共団体に対して労働災害防止に向けた要請を6月に行います。

3 今後の取組

東京労働局では、平成30年度から令和4年度までの5年間の計画期間とする第13次労働災害防止計画を推進しており、今後も、同計画に基づき、関係事業者に対する指導や働きかけを行います。

別添資料

- 1 令和元年 東京都内における労働災害発生状況
- 2 令和2年度全国安全週間実施要綱
- 3 全国安全週間に向けて取り組む皆様へ(リーフレット)
- 4 令和元年死亡災害発生状況(対前年比較) 令和元年死亡災害発生状況(確定値)
令和元年死傷災害発生状況(確定値)
- 5 エイジフレンドリーガイドライン(リーフレット)
- 6 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト
- 7 職場の「熱中症」を防ごう！(リーフレット)
- 8 職場の熱中症対策は万全ですか？(2020年版チェックリスト)

令和元年 東京都内における労働災害発生状況

1. 概況

令和元年の東京労働局管内の労働災害による死亡者数（以下「死亡者数」という。）は47人で、前年に比べ16人（25.4%）減少、休業4日以上之死傷者数（以下「死傷者数」という。）は10,570人で、前年に比べ84人（0.8%）の増加となった。

労働災害を減少させるために東京労働局や事業者、労働者等が重点的に取り組む事項を定めた中期計画である「第13次東京労働局労働災害防止計画」（計画期間：2018～2022年度、以下「13次防」という。）では、計画期間中に死亡者数を15%以上、死傷者数を5%以上減少させることを目標としている。

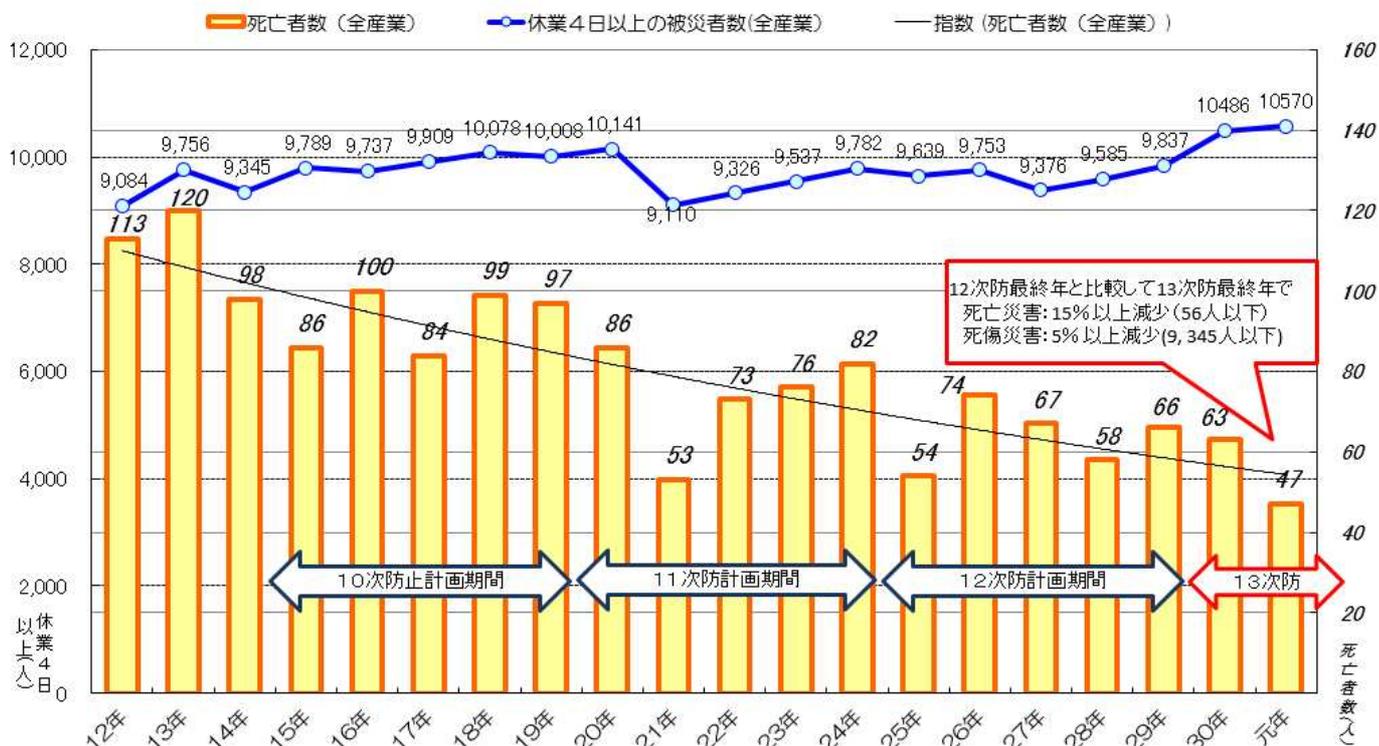
死亡者数については、同計画の目標達成に向け着実に減少しているが、死傷者数については、多くの業種において平成30年と比較して増加し、10年ぶりに1万人を超えた平成30年の数をさらに上回った。

業種別にみると、飲食店、卸小売業、社会福祉施設など第三次産業において死傷者数が増加しており、事故の型別にみると、転倒災害による死傷者数は減少したものの、墜落・転落災害が増加した。

東京都内においては、死傷災害の63%、死亡災害の38%を第三次産業が占め全国平均（死傷災害の47.7%、死亡災害の28.6%が第三次産業）と比べても第三次産業の労働災害の割合が高くなっている。

第三次産業とは、商業（卸・小売業を含む）、金融・広告業、通信業、保健衛生業（社会福祉施設を含む）、接客娯楽業（飲食店を含む）、清掃・と畜業（ビルメンテナンス業を含む）などの合計を指す

東京労働局管内の労働災害の推移



死亡災害事例 (令和元年)

製造業 (7人)

- ・乾燥機、フライス盤、コンベアに巻き込まれ
- ・ロールボックス/パレットの下敷き
- ・荷揚機の荷台から墜落
- ・交通事故 など

運輸交通業 (7人)

- ・交通事故
- ・プラットフォーム端部からフォークリフトが転落し運転者が下敷き
- ・荷役作業場で発生した火災に巻き込まれ など

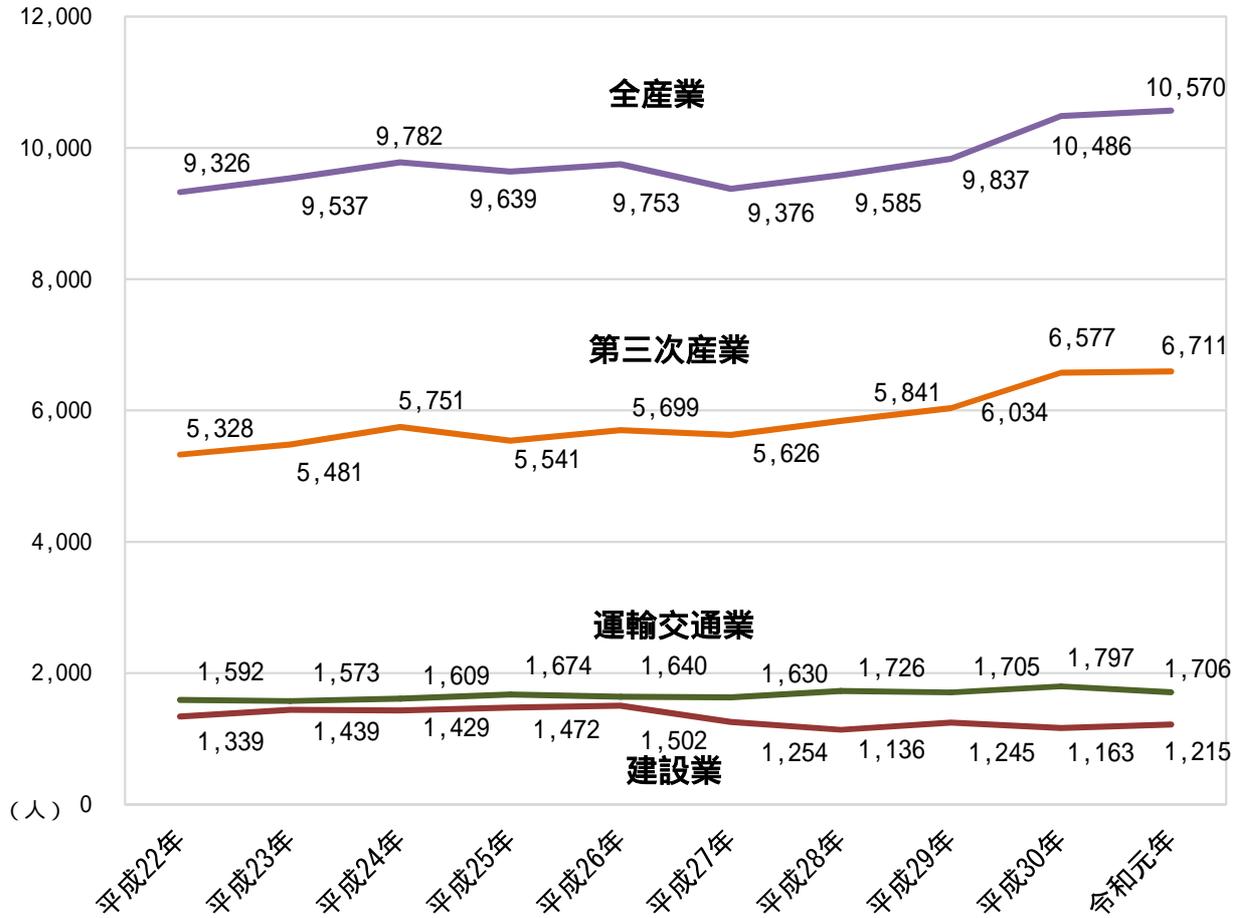
建設業 (13人)

- ・鉄骨階段の組立中、倒壊し墜落
- ・足場を解体中に移動式クレーンで吊り上げた単管パイプが被災者付近に落下し、墜落
- ・橋脚の改修工事で吊り足場の作業床撤去中に河川に墜落し溺死
- ・高所作業車が転倒し、バスケットに乗っていた被災者が墜落
- ・コンクリート擁壁を破砕中に倒壊し被災者が下敷き など

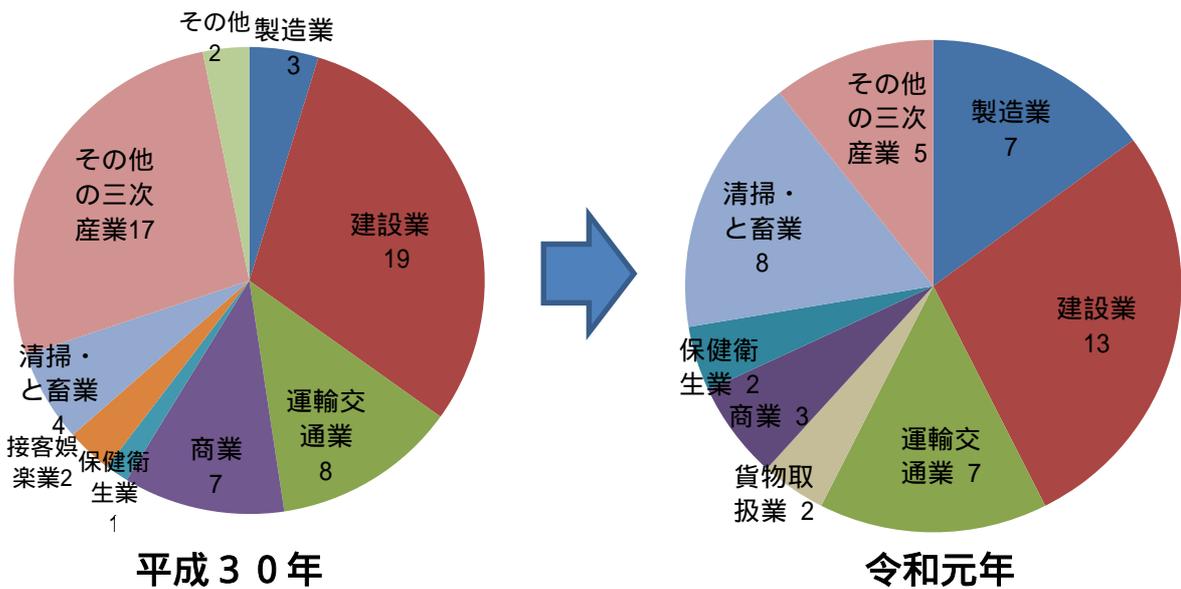
その他の業種 (20人)

- ・店舗の駐車場で荷受けのため待機中、後退してきたトラックと壁にはさまれ
- ・ビルのガラス清掃でプランコ作業中にメインロープが支持物から外れ墜落
- ・ビルの清掃中に階段踊り場に転落
- ・ビルの植込み脇の保管場所から窓拭き用の清掃用具を取り出していたところ植込み横の開口部から墜落
- ・新聞配達中に乗用車による交通事故 など

過去10年間の死傷災害（休業4日以上）の推移



死亡災害の推移（対前年比較）



2 災害発生状況の分析

(1) 死亡災害

死亡災害は、平成30年と比べて、全産業で16人減少しているが、製造業、清掃・と畜業でそれぞれ4人、保健衛生業で1人増加し、その他の三次産業で12人、建設業で6人、商業で4人、接客娯楽業、その他（一次産業）で2人減少した。なお、貨物取扱業で2人、接客娯楽業とその他（一次産業）においては死亡災害がゼロとなった。

事故の型別にみると、「墜落・転落」(20人)、「はさまれ・巻き込まれ」と「交通事故(道路)」(それぞれ5人)、「崩壊・倒壊」(4人)の順となっており、「交通事故(道路)」は、平成30年と比べて13人減少しているものの、「崩壊・倒壊」と「はさまれ・巻き込まれ」がそれぞれ3人増加した。

(2) 死傷災害

死傷災害は、貨物取扱業で12.4%、清掃・と畜業で8.0%、保健衛生業で7.6%、建設業で4.5%、接客娯楽業で4.2%増加した一方、その他の三次産業で5.8%、運輸交通業では5.1%、製造業で3.1%減少した。

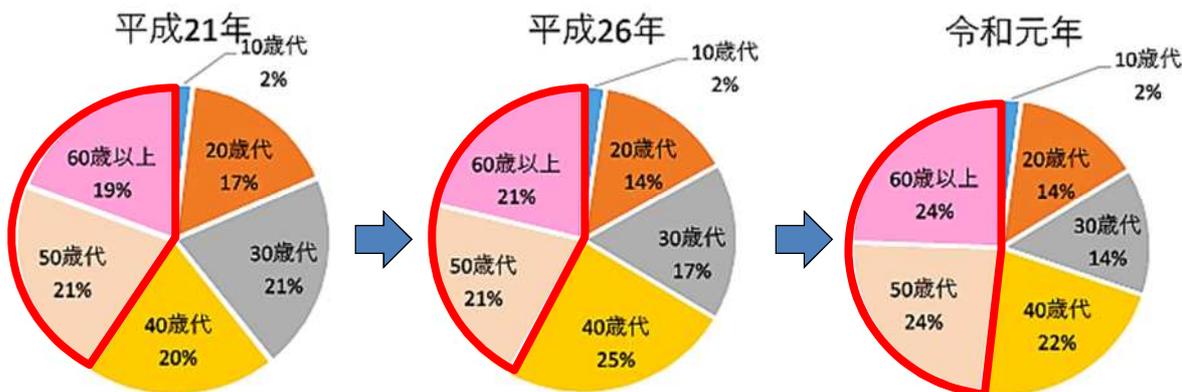
事故の型別にみると、「転倒」が24.4%、「墜落・転落」が17.8%、「動作の反動・無理な動作」が17.3%、「はさまれ・巻き込まれ」が8.3%、「交通事故(道路)」が7.4%、「切れ・こすれ」が5.7%の順となっている。

(3) 高年齢労働者による死傷災害

死傷災害のうち50歳以上の高年齢労働者（以下、「高年齢労働者」という。）による災害は5,235件と約5割を占めており、平成30年と比べて4.2ポイント増加している。

高年齢労働者が占める割合は平成21年（10年前）で約4割であり、年々増加傾向にある。

高年齢労働者による死傷災害発生状況



(4) 業種別の災害発生状況

【製造業】

死傷者数は、712人と前年に比べ3.1%減少したが、死亡者数は7人と前年に比べ4人増加した。

死傷災害を事故の型別にみると、「はさまれ・巻き込まれ」が24.3%を占めている。「はさまれ・巻き込まれ」は機械設備によるものであり、異物を除去しようとして機械にはさまれたり巻き込まれたりする災害も発生している。

「はさまれ・巻き込まれ」災害の防止のためには、機械設備の本質安全化の促進とともに、掃除やメンテナンスなどの非定常作業の際には、機械の停止を徹底することが必要である。

【建設業】

死傷者数は1,215人と前年に比べ4.5%増加し、死亡者数は13人と前年に比べ6人減少した。

死傷者のうち高年齢労働者は41.1%を占めており、発生件数では前年に比べ8.2%増加している。

死傷災害を事故の型別にみると、「墜落・転落」が34.6%を占め、他業種に比べ高い割合となっている。死亡者13人のうち8人が「墜落・転落」によるもので、墜落制止用器具の未使用を原因とするものもある。

墜落・転落災害の防止のためには、墜落・転落のおそれがある高所作業においては、墜落制止用器具の使用を徹底するとともに、墜落・転落を防止するための安全措置を確実に講じるほか、リスクアセスメントに基づくより安全な工法の採用が必要である。

【運輸交通業】

道路貨物運送業の死傷者数は、937人と前年に比べ1.3%減少し、死亡者数は4人と前年に比べ2人減少した。

死傷災害を事故の型別にみると、「墜落・転落」が26.6%を占め、荷台からの墜落防止が課題となっている。また、「転倒」と「動作の反動・無理な動作」が合わせて36.2%となっており、荷物取扱い中の転倒や腰痛の防止も課題となっている。

道路旅客運送業の死傷者数は、587人と前年に比べ8.9%減少したが、死亡者数は3人となった。

道路旅客運送業においては、「交通事故(道路)」が43.1%を占めており、交通

労働災害の防止が課題となっている。

【第三次産業】

死傷者数は、6,711人と前年に比べ1.9%増加となり、飲食店が4.3%、社会福祉施設が7.9%、小売業が3.8%、ビルメンテナンス業が9.2%の増加となった。

第三次産業では、「転倒」及び「動作の反動・無理な動作」による災害で約5割を占めるとともに、「交通事故（道路）」が6.4%となっている。

死傷者のうち、高年齢労働者は51.6%を占め、発生件数では前年に比べ6.9%増加している。

（ア）小売業

死傷者数は、1,439人と前年に比べ3.8%増加した。

事故の型別にみると、「転倒」が31.2%、「動作の反動・無理な動作」が17.2%となっている。

小売業では、階段を含めた段差のある場面で転倒するケースが多いことから、転倒災害の防止が最重要課題である。

（イ）社会福祉施設

死傷者数は、941人と前年に比べ7.9%増加した。

事故の型別にみると、「動作の反動・無理な動作」が35.8%、「転倒」が28.5%となっている。

高年齢労働者の被災割合が約6割を占めていることから、これらの災害防止が課題である。

（ウ）飲食店

死傷者数は、827人と前年に比べ4.3%増加した。

事故の型別にみると、「転倒」が24.5%、「切れ・こすれ」が21.4%、「高温の物等との接触」が16.3%となっている。

水や油で濡れた床面による転倒災害、包丁や食品加工用機械による切れ・こすれや火傷が多く、これらの災害の防止が課題である。

また、死傷災害のうち30歳未満の若年労働者が36.0%、経験年数1年以下の労働者が約3割を占めていることから、これらの労働災害防止対策が課題である。

（エ）清掃・と畜業

死傷者数は921人と前年に比べ8.0%増加し、死亡者数は8人と前年に比べ4人増加した。

死傷災害のうち、約7割はビルメンテナンス業であり、このうち50歳以上の高年齢労働者が占める割合は78.7%である。

ビルメンテナンス業の死傷者のうち、「転倒」が40.8%、「墜落・転落」が25.1%を占めており、特に「墜落・転落」は前年と比べて30.7%増加した。

死亡災害においては、ブランク作業時における墜落制止用器具の未使用など、墜落防止措置が不十分であるケースが見られたところであり、墜落・転落のおそれがある高所作業においては、墜落制止用器具の使用を徹底するとともに、墜落・転落を防止するための安全措置を確実に講じることが必要である。

また、高年齢労働者に対する労働災害防止対策も今後の課題である。

業種別の主な事故の型別の発生状況

業種	墜落・転落	はさまれ・巻き込まれ	転倒	動作の反動・無理な動作	交通事故（道路）
製造業 712人 (100%)	97人 (13.6%)	173人 (24.3%)	135人 (19.0%)	82人 (11.5%)	11人 (1.5%)
建設業 1,215人 (100%)	420人 (34.6%)	132人 (10.9%)	133人 (10.9%)	95人 (7.8%)	40人 (3.3%)
運輸交通業 1,706人 (100%)	308人 (18.1%)	147人 (8.6%)	282人 (16.5%)	326人 (19.1%)	302人 (17.7%)
うち道路貨物 937人 (100%)	249人 (26.6%)	113人 (12.1%)	169人 (18.0%)	170人 (18.1%)	44人 (4.7%)
うち道路旅客 587人 (100%)	46人 (7.8%)	19人 (3.2%)	95人 (16.2%)	91人 (15.5%)	253人 (43.1%)
第三次産業 6,711人 (100%)	1,015人 (15.1%)	402人 (6.0%)	1,992人 (29.7%)	1,275人 (20.0%)	430人 (6.4%)
うち小売業 1,439人 (100%)	200人 (13.9%)	97人 (6.7%)	449人 (31.2%)	248人 (17.2%)	99人 (6.9%)
うち社会福祉施設 941人 (100%)	71人 (7.5%)	24人 (2.6%)	268人 (28.5%)	337人 (35.8%)	77人 (8.2%)
うち飲食店 827人 (100%)	74人 (8.9%)	50人 (6.0%)	203人 (24.5%)	83人 (10.0%)	34人 (4.1%)
うち清掃業等 921人 (100%)	204人 (22.1%)	69人 (7.5%)	313人 (34.0%)	142人 (15.4%)	21人 (2.3%)
全産業合計 10,570人 (100%)	1,883人 (17.8%)	873人 (8.3%)	2,584人 (24.4%)	1,828人 (17.3%)	785人 (7.4%)

典型的な労働災害の「事故の型」は以下のものです。

- ・転倒：通路や床などで足をすべらせたり、何らかのものにつまづいて転ぶ場合のほか、重機を運転していて、横転した場合を含みます。
- ・墜落・転落：高所から落ちて死傷するほか、はしごや階段などから足をすべらせた場合、車や重機を運転していて作業場などから落ちる場合を含みます。
- ・はさまれ・巻き込まれ：運転中の機械などに体の一部をはさまれたり、巻き込まれたりして死傷するほか、ドア、台車、荷物や資材などに手足や指をはさむ場合を含みます。
- ・動作の反動・無理な動作：腰痛のほか、捻挫を含みます。
- ・交通事故（道路）：交通事故のうち道路交通法適用の場合をいいます。

3 今後の東京労働局の取組

東京労働局では、第13次労働災害防止計画（平成30年度～令和4年度）に基づき、関係事業者に対する指導や働きかけを継続するとともに、死亡災害等の撲滅と労働災害の発生状況を踏まえた的確な労働災害防止対策の推進を重点課題とした対策に取り組むこととしています。

今年度はさらに、新型コロナウイルスの感染防止が重要であり、業種別労働災害防止対策に加え、全業種に対し感染拡大を予防する新しい生活様式の定着を進めるとともに、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を活用して、職場の実態に即した感染防止対策をお願いしています。

建設業

- ・ より安全な措置の普及促進による墜落・転落災害防止対策の徹底
- ・ フルハーネス型墜落制止用器具への移行と使用の徹底を勧奨
- ・ リスクアセスメントに基づくより安全な工法の採用
- ・ 建設現場と店社が一体となった安全衛生管理の徹底
- ・ 建設現場における外国語併記の安全標識の活用促進
- ・ 建設業界を取り巻く状況の変化を踏まえた指導、支援等の推進

第三次産業

- ・ 多数の店舗等を展開する企業における全社的な労働災害防止対策の推進
- ・ 労働災害を多発させた企業に対する指導
- ・ 業界団体、関係行政機関等と連携した労働災害防止対策の周知啓発

運輸交通業

- ・ 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく取組の徹底
- ・ 道路旅客運送業における交通労働災害の防止対策の周知啓発

製造業

- ・ リスクアセスメントの的確な実施
- ・ 職長等に対する能力向上教育等の徹底

全業種

- ・ STOP！転倒災害プロジェクトの実施
- ・ 高年齢労働者対策「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく取組促進

第13次東京労働局労働災害防止計画の概要

計画のねらい

“Safe Work TOKYO”の下、
「**トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心**」を
キャッチフレーズとして、すべての関係者が認識を共有して取組を推進



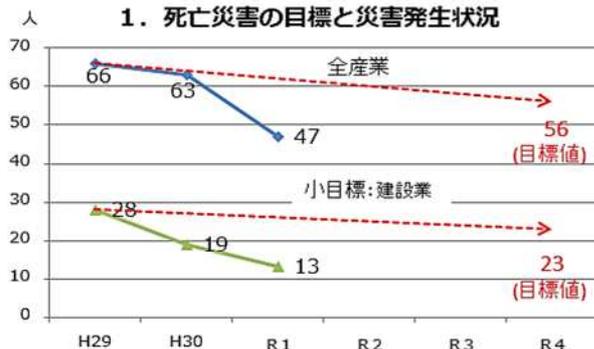
トップが打ち出す方針
みんなで作る 生み出す安全・安心

目標

- 死亡災害: 2017年と比較して、2022年までに15%以上減少
- 死傷災害: 2017年と比較して、2022年までに5%以上減少
(小目標)
 - ・建設業・・・2017年と比較して、2022年までに死亡者数を15%以上減少
 - ・製造業・・・機械災害対策を重点的に講じることにより、死亡災害を発生させない
 - ・陸上貨物運送事業・・・2017年と比較して、2022年までに死傷者数を5%以上減少
 - ・第三次産業・・・2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少
 - ・ほか、メンタルヘルス対策、腰痛、熱中症で目標設定

第13次労働災害防止計画の推進状況

1. 死亡災害の目標と災害発生状況



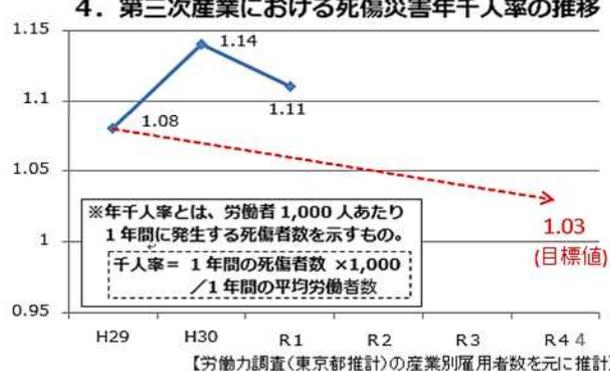
2. 死傷災害の目標と災害発生状況(全業種)



3. 死傷災害の目標と災害発生状況(陸運業)



4. 第三次産業における死傷災害年千人率の推移



東京労働局第13次労働災害防止計画
ロゴマークとキャッチフレーズ



～ トップが打ち出す方針 みんなで共有
生み出す安全・安心 ～

令和2年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で93回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しており、令和元年の労働災害については、死亡災害は前年を下回る見込みである。しかし、休業4日以上死傷災害については、前年を下回る見込みであるものの、死傷災害のうち、60歳以上の労働者が占める割合は増加傾向にあり、平成30年度より取組期間が始まった、第13次労働災害防止計画における死傷者数の目標達成に向けては、更なる取組が求められる。

また、健康寿命とともに職業生涯が延伸し、高年齢労働者が職場においてより大きな役割を担うようになる中、多様なニーズをもつ高年齢労働者が安心して安全に働くことができるよう職場環境を改善していくことが求められていることから、厚生労働省では、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）を策定するとともに、中小企業を支援するエイジフレンドリー補助金を創設し、職場改善の取組を促すこととしている。

このような状況を踏まえ、更なる労働災害の減少を図ることを決意して、令和2年度全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

エイジフレンドリー職場へ！ みんなで改善 リスクの低減

2 期 間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主 唱 者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協 賛 者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協 力 者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実 施 者

各事業場

7 主 唱 者、協 賛 者 の 実 施 事 項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報を行う。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」（7月1日）の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

9 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。

- (1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項
 - ①安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
 - ②安全パトロールによる職場の総点検の実施
 - ③安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
 - ④労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
 - ⑤緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
 - ⑥「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施
- (2) 継続的に実施する事項
 - ① 安全衛生活動の推進
 - ア 安全衛生管理体制の確立
 - (ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
 - (イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
 - (ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
 - (エ) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
 - イ 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
 - (ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
 - (イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
 - (ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
 - (エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
 - ウ 自主的な安全衛生活動の促進
 - (ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
 - (イ) 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化
 - エ リスクアセスメントの実施

- (ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- (イ) SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進（「ラベルでアクション」の取組の推進）

オ その他の取組

- (ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- (イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実

② 業種の特性に応じた労働災害防止対策

ア 建設業における労働災害防止対策

(ア) 一般的事項

- a 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止器具の積極的な導入と適切な使用
- b 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
- c 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
- d 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保

(イ) 東日本大震災及び平成 28 年熊本地震に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策

- a 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
- b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

イ 製造業における労働災害防止対策

(ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施

(イ) 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進

(ウ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施

(エ) 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施

(オ) 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

ウ 林業の労働災害防止対策

(ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施

(イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

エ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

(ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施

(イ) 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施

(ウ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施

(エ) トラックの逸走防止措置の実施

(オ) トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施

オ 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

(ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析

(イ) 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知

(ウ) 職場点検、4 S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化

(エ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発

③ 業種横断的な労働災害防止対策

ア 転倒災害防止対策（STOP！転倒災害プロジェクト）

(ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消

(イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置

(ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の実施

(エ) 転倒災害防止のため安全衛生教育時における視聴覚教材の活用

イ 交通労働災害防止対策

(ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施

(イ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施

(ウ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発

(エ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

ウ 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

(ア) 高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインに基づく措置

(イ) 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施

(ウ) 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化

(エ) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施

エ 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）

(ア) WBGT値（暑さ指数）の把握とその結果に基づく適正な作業環境管理、休憩時間の確保を含む作業管理の実施

(イ) 計画的な熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）の設定

(ウ) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取

(エ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を有する者に対する配慮、日常の健康管理や健康状態の確認

(オ) 熱中症予防に関する教育の実施

(カ) 異常時の速やかな病院への搬送や救急隊の要請

(キ) 熱中症予防管理者の選任と職場巡視等

～ 全国安全週間に向けて取り組む皆さまへ ～

新型コロナウイルス感染症対策について 十分留意しながら実施するようお願いします

◇全国安全週間は、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的として実施しています。本年は、特に新型コロナウイルス感染症対策について十分留意しながら、取り組んでいただくようお願いします。

「全国安全週間」 7月1日（水）から 7月7日（火）まで
「準備期間」 6月1日（月）から 6月30日（火）まで

次の「3つの密」を避けることを徹底し、全国安全週間の実施に取り組んでください。

- ①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）
- ②密集場所（多くの人が密集している）
- ③密接場面（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）

◇全国安全週間実施要綱の9（1）で、全国安全週間と準備期間中に各事業場で実施する事項を掲げています。

◇特に、実施事項の中には、「安全大会等での経営トップによる安全への所信表明」、「安全パトロールによる職場の総点検」、「講演会等の開催」、「職場見学等の実施」など、「3つの密」の場面になる事項もあります。

◇例えば、「大会や講演会などのイベント開催の中止または延期」、「多数が参加する安全パトロール、職場見学など社内行事の中止、延期または開催形式の見直し、参加者の限定」、「テレビ会議などの積極的活用」などの対応により、「3つの密」を避けて取り組んでいただくよう、お願いします。

◇職場での新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大を防止するため、チェックリストを作成しました。チェックリストを活用頂き、事業場の実態に即した、実行可能な感染拡大防止対策をお願いします。

チェックリストはこちら →



3つの「密」を避けましょう!

①換気の悪い
密閉空間



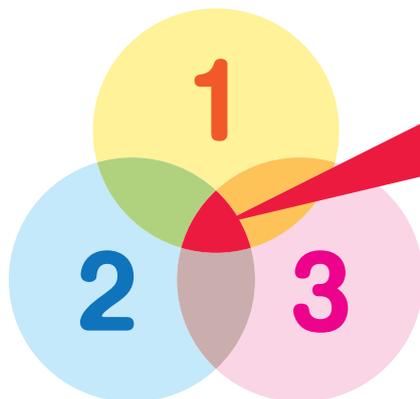
②多数が集まる
密集場所



③間近で会話や
発声をする
密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。
日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



3つの条件がそろう場所が
クラスター(集団)発生の
リスクが高い!

※3つの条件のほか、**共同で使う物品**には
消毒などを行ってください。



令和元年死亡災害発生状況(対前年比較)

現在	47人
前年同期	63人

令和元年死亡災害発生状況(確定値)

業種別

東京労働局 労働基準部安全課

	製造業	建設業	土木工 事業	建築工 事業	木造家 屋建築 工事業	その他 の建設 業	運輸交 通業	道路貨 物運送 業	貨物取 扱業	商業	卸小売 業	保健衛 生業	社会福 祉施設	接客娛 楽業	飲食店	清掃と 畜業	ビルメ ン業	その 他の三 次産業	金融業	警備業	その他 (一次 産業)	全産業 合計
元年発生分	7	13	3	10	1	0	7	4	2	3	3	2	1	0	0	8	8	5	0	2	0	47
前年同期	3	19	2	13	2	4	8	6	0	7	6	1	1	2	2	4	4	17	2	6	2	63
増減数	4	-6	1	-3	-1	-4	-1	-2	2	-4	-3	1	0	-2	-2	4	4	-12	-2	-4	-2	-16

(注) 上段は令和元年確定値
下段は前年確定値

令和元年死傷災害発生状況(確定値)

業種別

東京労働局 労働基準部安全課

	製造業	建設業	土木工 事業	建築工 事業	木造家 屋建築 工事業	その他 の建設 業	運輸交 通業	道路貨 物運送 業	貨物取 扱業	商業	卸小売 業	保健衛 生業	社会福 祉施設	接客娛 楽業	飲食店	清掃と 畜業	ビルメ ン業	その 他の三 次産業	金融業	警備業	その他 (一次 産業)	全産業 合計
元年発生分	712	1,215	171	842	102	202	1,706	937	163	1,902	1,700	1,194	941	1,057	827	921	662	1,637	102	327	63	10,570
前年同期	735	1,163	173	816	85	174	1,797	949	145	1,863	1,627	1,110	872	1,014	793	853	606	1,737	126	297	69	10,486
増減率(%)	-3.1	4.5	-1.2	3.2	20.0	16.1	-5.1	-1.3	12.4	2.1	4.5	7.6	7.9	4.2	4.3	8.0	9.2	-5.8	-19.0	10.1	-8.7	0.8

(注1) 上段は令和元年確定値
下段は前年確定値

(注2) データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上の災害。

令和 元 年死亡災害発生状況 (確定値)

その1 署別・業種別

東京労働局 労働基準部安全課

	製造業		建設業		土木工 事業		建築工 事業		木造家 屋建築 工事業		その他 の建設 業		運輸交 通業		道路貨 物運送 業		貨物取 扱業		商業		卸小売 業		保健衛 生業		社会福 祉施設		接客娛 楽業		飲食店		清掃と 畜業		ビルメ ン業		その他 の三次 産業		金融業		警備業		その他 (一次産 業)		署計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500	501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520	521	522	523	524	525	526	527	528	529	530	531	532	533	534	535	536	537	538	539	540	541	542	543	544	545	546	547	548	549	550	551	552	553	554	555	556	557	558	559	560	561	562	563	564	565	566	567	568	569	570	571	572	573	574	575	576	577	578	579	580	581	582	583	584	585	586	587	588	589	590	591	592	593	594	595	596	597	598	599	600	601	602	603	604	605	606	607	608	609	610	611	612	613	614	615	616	617	618	619	620	621	622	623	624	625	626	627	628	629	630	631	632	633	634	635	636	637	638	639	640	641	642	643	644	645	646	647	648	649	650	651	652	653	654	655	656	657	658	659	660	661	662	663	664	665	666	667	668	669	670	671	672	673	674	675	676	677	678	679	680	681	682	683	684	685	686	687	688	689	690	691	692	693	694	695	696	697	698	699	700	701	702	703	704	705	706	707	708	709	710	711	712	713	714	715	716	717	718	719	720	721	722	723	724	725	726	727	728	729	730	731	732	733	734	735	736	737	738	739	740	741	742	743	744	745	746	747	748	749	750	751	752	753	754	755	756	757	758	759	760	761	762	763	764	765	766	767	768	769	770	771	772	773	774	775	776	777	778	779	780	781	782	783	784	785	786	787	788	789	790	791	792	793	794	795	796	797	798	799	800	801	802	803	804	805	806	807	808	809	810	811	812	813	814	815	816	817	818	819	820	821	822	823	824	825	826	827	828	829	830	831	832	833	834	835	836	837	838	839	840	841	842	843	844	845	846	847	848	849	850	851	852	853	854	855	856	857	858	859	860	861	862	863	864	865	866	867	868	869	870	871	872	873	874	875	876	877	878	879	880	881	882	883	884	885	886	887	888	889	890	891	892	893	894	895	896	897	898	899	900	901	902	903	904	905	906	907	908	909	910	911	912	913	914	915	916	917	918	919	920	921	922	923	924	925	926	927	928	929	930	931	932	933	934	935	936	937	938	939	940	941	942	943	944	945	946	947	948	949	950	951	952	953	954	955	956	957	958	959	960	961	962	963	964	965	966	967	968	969	970	971	972	973	974	975	976	977	978	979	980	981	982	983	984	985	986	987	988	989	990	991	992	993	994	995	996	997	998	999	1000	1001	1002	1003	1004	1005	1006	1007	1008	1009	1010	1011	1012	1013	1014	1015	1016	1017	1018	1019	1020	1021	1022	1023	1024	1025	1026	1027	1028	1029	1030	1031	1032	1033	1034	1035	1036	1037	1038	1039	1040	1041	1042	1043	1044	1045	1046	1047	1048	1049	1050	1051	1052	1053	1054	1055	1056	1057	1058	1059	1060	1061	1062	1063	1064	1065	1066	1067	1068	1069	1070	1071	1072	1073	1074	1075	1076	1077	1078	1079	1080	1081	1082	1083	1084	1085	1086	1087	1088	1089	1090	1091	1092	1093	1094	1095	1096	1097	1098	1099	1100	1101	1102	1103	1104	1105	1106	1107	1108	1109	1110	1111	1112	1113	1114	1115	1116	1117	1118	1119	1120	1121	1122	1123	1124	1125	1126	1127	1128	1129	1130	1131	1132	1133	1134	1135	1136	1137	1138	1139	1140	1141	1142	1143	1144	1145	1146	1147	1148	1149	1150	1151	1152	1153	1154	1155	1156	1157	1158	1159	1160	1161	1162	1163	1164	1165	1166	1167	1168	1169	1170	1171	1172	1173	1174	1175	1176	1177	1178	1179	1180	1181	1182	1183	1184	1185	1186	1187	1188	1189	1190	1191	1192	1193	1194	1195	1196	1197	1198	1199	1200	1201	1202	1203	1204	1205	1206	1207	1208	1209	1210	1211	1212	1213	1214	1215	1216	1217	1218	1219	1220	1221	1222	1223	1224	1225	1226	1227	1228	1229	1230	1231	1232	1233	1234	1235	1236	1237	1238	1239	1240	1241	1242	1243	1244	1245	1246	1247	1248	1249	1250	1251	1252	1253	1254	1255	1256	1257	1258	1259	1260	1261	1262	1263	1264	1265	1266	1267	1268	1269	1270	1271	1272	1273	1274	1275	1276	1277	1278	1279	1280	1281	1282	1283	1284	1285	1286	1287	1288	1289	1290	1291	1292	1293	1294	1295	1296	1297	1298	1299	1300	1301	1302	1303	1304	1305	1306	1307	1308	1309	1310	1311	1312	1313	1314	1315	1316	1317	1318	1319	1320	1321	1322	1323	1324	1325	1326	1327	1328	1329	1330	1331	1332	1333	1334	1335	1336	1337	1338	1339	1340	1341	1342	1343	1344	1345	1346	1347	1348	1349	1350	1351	1352	1353	1354	1355	1356	1357	1358	1359	1360	1361	1362	1363	1364	1365	1366	1367	1368	1369	1370	1371	1372	1373	1374	1375	1376	1377	1378	1379	1380	1381	1382	1383	1384	1385	1386	1387	1388	1389	1390	1391	1392	1393	1394	1395	1396	1397	1398	1399	1400	1401	1402	1403	1404	1405	1406	1407	1408	1409	1410	1411	1412	1413	1414	1415	1416	1417	1418	1419	1420	1421	1422	1423	1424	1425	1426	1427	1428	1429	1430	1431	1432	1433	1434	1435	1436	1437

令和 元 年死亡災害発生状況 (確定値)

その2 事故の型別・業種別

東京労働局 労働基準部安全課

事故の型別	業種別																				事故の型計		
	製造業	建設業	土木工事業	建築工事業	木造家屋建築工事業	その他の建設業	運輸交通業	道路貨物運送業	貨物取扱業	商業	卸小売業	保健衛生業	社会福祉施設	接客娯楽業	飲食店	清掃と畜業	ビルメン業	その他の三次産業	金融業	警備業		その他(一次産業)	
墜落、転落	1	8	3	5			3	2			1					7	7					20	
転倒	1						1					1	1		2	2	4	4	4		2	1	18
激突																			1			1	2
飛来、落下										1	1								1				1
崩壊、倒壊		4		4	1																		4
激突され	1									1	1								1			3	
はさまれ、巻き込まれ	3						1	1		1	1								1		1	5	
切れ、こすれ																							
踏み抜き																							
おぼれ																							
同面・立面の物との接触	1	2		2	1														1		1	1	
有害物との接触																			1			1	
感電	1																		1			2	
爆発																							
破裂																							
火災		1		1					2														3
交通事故(道路)	1						2	1		1	1								1		1	5	
交通事故(その他)		3	2	1			7	5		5	4								3			18	
動作の反動、無理な動作																							
その他	1	1		1								1	1			1	1	1	1	1	2	6	
分類不能																							
業種計	7	13	3	10	1		7	4	2	3	3	2	1		8	8	5		2	2		47	
	3	19	2	13	2	4	8	6	7	6	1	1	2	2	4	4	17	2	6	2		63	

(注) 上段は、令和元年確定値
下段は、前年確定値

令和元年死傷災害発生状況（確定値）

その1 署別・業種別

東京労働局 労働基準部安全課

	製造業		建設業		土木工事業		建築工事業		木造家屋建築工事業		その他の建設業		運輸交通業		道路貨物運送業		貨物取扱業		商業		卸小売業		保健衛生業		社会福祉施設		接客娯楽業		飲食店		清掃と畜業		ビルメン業		その他の三次産業		金融業		警備業		その他(一次産業)		署計		増減率(%)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500	501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520	521	522	523	524	525	526	527	528	529	530	531	532	533	534	535	536	537	538	539	540	541	542	543	544	545	546	547	548	549	550	551	552	553	554	555	556	557	558	559	560	561	562	563	564	565	566	567	568	569	570	571	572	573	574	575	576	577	578	579	580	581	582	583	584	585	586	587	588	589	590	591	592	593	594	595	596	597	598	599	600	601	602	603	604	605	606	607	608	609	610	611	612	613	614	615	616	617	618	619	620	621	622	623	624	625	626	627	628	629	630	631	632	633	634	635	636	637	638	639	640	641	642	643	644	645	646	647	648	649	650	651	652	653	654	655	656	657	658	659	660	661	662	663	664	665	666	667	668	669	670	671	672	673	674	675	676	677	678	679	680	681	682	683	684	685	686	687	688	689	690	691	692	693	694	695	696	697	698	699	700	701	702	703	704	705	706	707	708	709	710	711	712	713	714	715	716	717	718	719	720	721	722	723	724	725	726	727	728	729	730	731	732	733	734	735	736	737	738	739	740	741	742	743	744	745	746	747	748	749	750	751	752	753	754	755	756	757	758	759	760	761	762	763	764	765	766	767	768	769	770	771	772	773	774	775	776	777	778	779	780	781	782	783	784	785	786	787	788	789	790	791	792	793	794	795	796	797	798	799	800	801	802	803	804	805	806	807	808	809	810	811	812	813	814	815	816	817	818	819	820	821	822	823	824	825	826	827	828	829	830	831	832	833	834	835	836	837	838	839	840	841	842	843	844	845	846	847	848	849	850	851	852	853	854	855	856	857	858	859	860	861	862	863	864	865	866	867	868	869	870	871	872	873	874	875	876	877	878	879	880	881	882	883	884	885	886	887	888	889	890	891	892	893	894	895	896	897	898	899	900	901	902	903	904	905	906	907	908	909	910	911	912	913	914	915	916	917	918	919	920	921	922	923	924	925	926	927	928	929	930	931	932	933	934	935	936	937	938	939	940	941	942	943	944	945	946	947	948	949	950	951	952	953	954	955	956	957	958	959	960	961	962	963	964	965	966	967	968	969	970	971	972	973	974	975	976	977	978	979	980	981	982	983	984	985	986	987	988	989	990	991	992	993	994	995	996	997	998	999	1000	1001	1002	1003	1004	1005	1006	1007	1008	1009	1010	1011	1012	1013	1014	1015	1016	1017	1018	1019	1020	1021	1022	1023	1024	1025	1026	1027	1028	1029	1030	1031	1032	1033	1034	1035	1036	1037	1038	1039	1040	1041	1042	1043	1044	1045	1046	1047	1048	1049	1050	1051	1052	1053	1054	1055	1056	1057	1058	1059	1060	1061	1062	1063	1064	1065	1066	1067	1068	1069	1070	1071	1072	1073	1074	1075	1076	1077	1078	1079	1080	1081	1082	1083	1084	1085	1086	1087	1088	1089	1090	1091	1092	1093	1094	1095	1096	1097	1098	1099	1100	1101	1102	1103	1104	1105	1106	1107	1108	1109	1110	1111	1112	1113	1114	1115	1116	1117	1118	1119	1120	1121	1122	1123	1124	1125	1126	1127	1128	1129	1130	1131	1132	1133	1134	1135	1136	1137	1138	1139	1140	1141	1142	1143	1144	1145	1146	1147	1148	1149	1150	1151	1152	1153	1154	1155	1156	1157	1158	1159	1160	1161	1162	1163	1164	1165	1166	1167	1168	1169	1170	1171	1172	1173	1174	1175	1176	1177	1178	1179	1180	1181	1182	1183	1184	1185	1186	1187	1188	1189	1190	1191	1192	1193	1194	1195	1196	1197	1198	1199	1200	1201	1202	1203	1204	1205	1206	1207	1208	1209	1210	1211	1212	1213	1214	1215	1216	1217	1218	1219	1220	1221	1222	1223	1224	1225	1226	1227	1228	1229	1230	1231	1232	1233	1234	1235	1236	1237	1238	1239	1240	1241	1242	1243	1244	1245	1246	1247	1248	1249	1250	1251	1252	1253	1254	1255	1256	1257	1258	1259	1260	1261	1262	1263	1264	1265	1266	1267	1268	1269	1270	1271	1272	1273	1274	1275	1276	1277	1278	1279	1280	1281	1282	1283	1284	1285	1286	1287	1288	1289	1290	1291	1292	1293	1294	1295	1296	1297	1298	1299	1300	1301	1302	1303	1304	1305	1306	1307	1308	1309	1310	1311	1312	1313	1314	1315	1316	1317	1318	1319	1320	1321	1322	1323	1324	1325	1326	1327	1328	1329	1330	1331	1332	1333	1334	1335	1336	1337	1338	1339	1340	1341	1342	1343	1344	1345	1346	1347	1348	1349	1350	1351	1352	1353	1354	1355	1356	1357	1358	1359	1360	1361	1362	1363	1364	1365	1366	1367	1368	1369	1370	1371	1372	1373	1374	1375	1376	1377	1378	1379	1380	1381	1382	1383	1384	1385	1386	1387	1388	1389	1390	1391	1392	1393	1394	1395	1396	1397	1398	1399	1400	1401	1402	1403	1404	1405	1406	1407	1408	1409	1410	1411	1412	1413	1414	1415	1416	1417	1418	1419	1420	1421	1422	1423	1424	1425	1426	1427	1428	1429	1430	1431	1432	1433	1434	1435	1436	1437	1438	1439	1440	1441	1442	1443	1444	1445

令和元年死傷災害発生状況（確定値）

その2 事故の型別・業種別

東京労働局 労働基準部安全課

	製造業	建設業	土木事業	建築工事業	木造家屋建築工事業	その他の建設業	運輸交通業	道路貨物運送業	貨物取扱業	商業	卸小売業	保健衛生業	社会福祉施設	接客娯楽業	飲食店	清掃と畜業	ビルメン業	その他の三次産業	金融業	警備業	その他（一次産業）	事故の型計	増減率（％）	
墜落、転落	97	420	47	308	40	65	308	249	16	304	259	93	71	107	74	204	166	307	22	33	27	1883	12.0	
転倒	135	133	18	86	7	29	282	169	39	564	512	340	268	271	203	313	270	504	43	123	3	2584	-6.1	
激突	38	61	10	41	6	10	88	54	16	83	72	63	55	33	21	53	39	88	4	14	2	525	5.0	
飛来、落下	28	103	14	69	9	20	43	31	10	72	64	14	12	40	25	26	14	33		4	5	374	-10.1	
崩壊、倒壊	22	42	4	35	5	3	27	24		31	26	5	1	10	6	5	4	25	2	3		167	-4.0	
激突され	38	50	9	36	7	5	77	54	7	47	43	50	35	23	7	23	12	59	2	19	4	378	8.0	
はさまれ、巻き込まれ	173	132	33	80	6	19	147	113	17	133	122	39	24	66	50	69	23	95	2	17	2	873	7.1	
切れ、こすれ	59	89	9	65	12	15	15	11	5	141	135	20	16	189	177	36	21	30	1	5	15	599	4.0	
踏み抜き	2	11	1	6	1	4	1	1		2	2					3		1				20	17.6	
おぼれ							2	2		2	1												4	-
高温・低温の物との接触	14	20	5	14	1	1	21	9	3	45	41	12	7	139	135	14	9	23		15		291	-1.7	
有害物等との接触	7	2	1	1			3	2		3	3	2	1	3	3	5	5	4		1		29	-56.7	
感電	2	3		2	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	2	2	4	1			15	-46.7	
爆発							2	1		1	1					1		2				6	50.0	
破裂		2	1	1								1	1									3	200.0	
火災	1	4	2	1		1			2					1	1							8	-65.2	
交通事故（道路）	11	40	3	28	1	9	302	44	2	130	116	92	77	35	34	21	5	152	13	24		785	-9.6	
交通事故（その他）		2	1	1			4		1	1	1	1	1					4	1			13	8.3	
動作の反動、無理な動作	82	95	10	66	6	19	326	170	45	324	289	405	337	127	83	142	92	277	12	66	5	1828	6.5	
その他	3	4	1	2	1	1	57	3		18	12	57	36	10	6	6	2	28		2		183	0.0	
分類不能		2	2				1			1	1			1	1			4		1		9	-52.6	
業種計	712	1215	171	842	102	202	1706	937	163	1902	1700	1194	941	1057	827	921	662	1637	102	327	63	10570	0.8	
増減率（％）	-3.1	4.5	-1.2	3.2	20.0	16.1	-5.1	-1.3	12.4	2.1	4.5	7.6	7.9	4.2	4.3	8.0	9.2	-5.8	-19.0	10.1	-8.7	0.8		

（注1）上段は令和元年確定値
下段は前年確定値

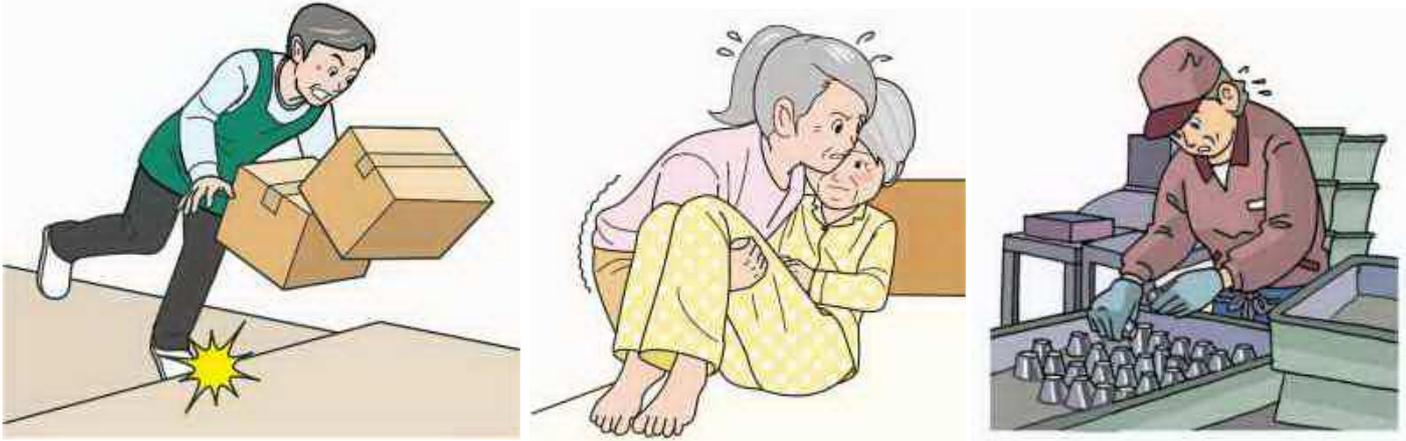
（注2）データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上の災害。

エイジフレンドリーガイドライン

(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」)を策定しました。

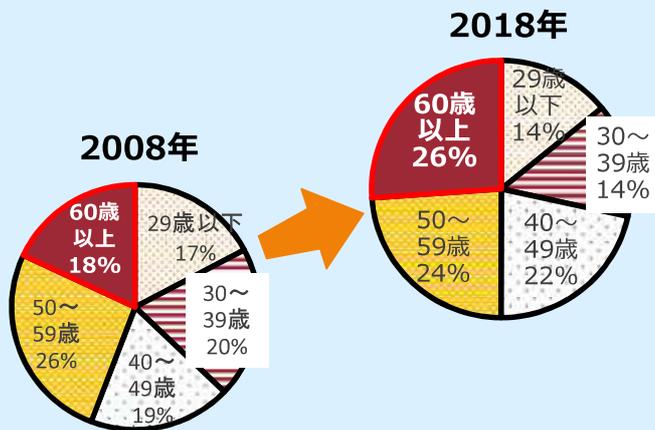
働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。



働く高齢者が増えています。60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加。特に商業や保健衛生業をはじめとする第三次産業で増加しています。

こうした中、労働災害による死傷者数では60歳以上の労働者が占める割合は26%（2018年）で増加傾向にあります。労働災害発生率は、若年層に比べ高齢層で相対的に高くなり、中でも、転倒災害、墜落・転落災害の発生率が若年層に比べ高く、女性で顕著です。

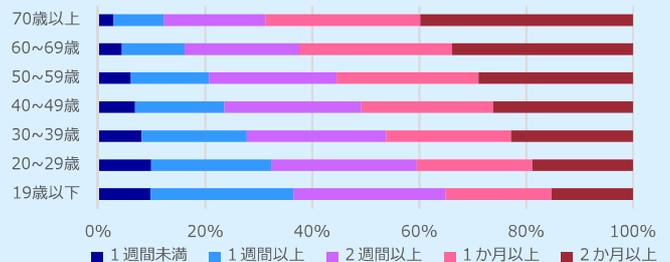
<年齢別死傷災害発生状況（休業4日以上）>



<年齢別・男女別の労働災害発生率 2018年>



<年齢別の休業見込み期間の長さ>



出典：労働力調査、労働者死傷病報告

高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすいことが分かっています。

体力に自信がない人や仕事に慣れていない人を含めすべての働く人の労働災害防止を図るためにも、職場環境改善の取組が重要です。

このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、請負契約により就業する高齢者に対し、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

ガイドラインの概要

このガイドラインは、高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものです。全文はこちら→

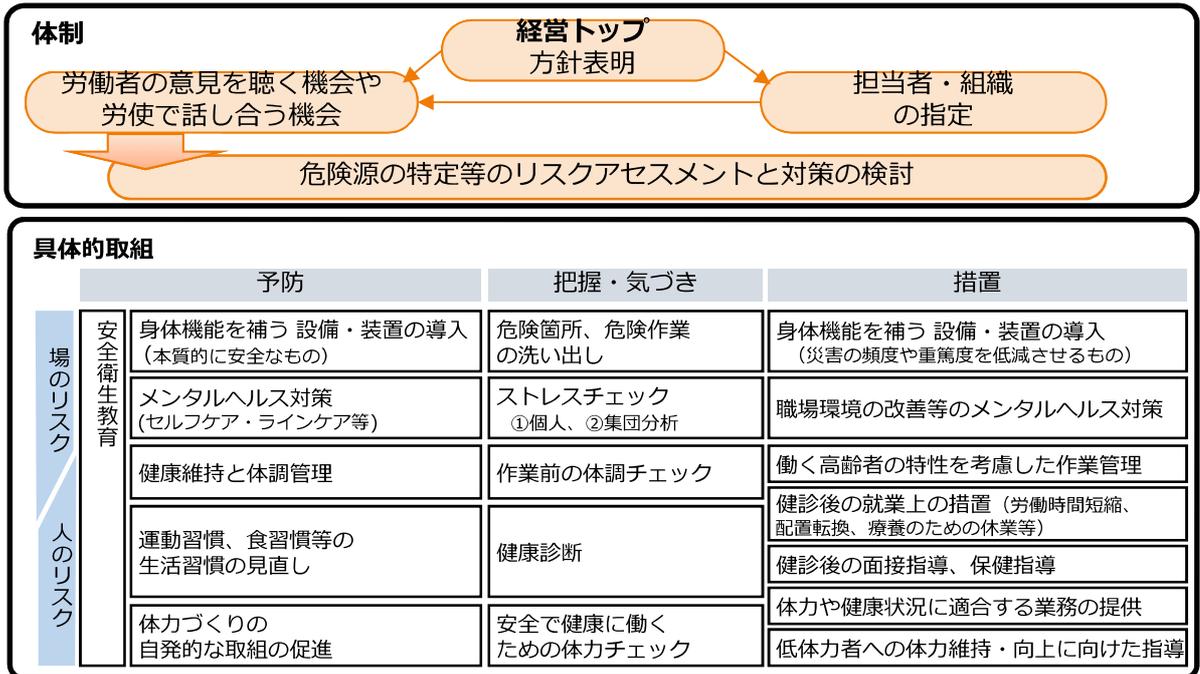
令和2年3月16日付け基安発0316第1号
「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」



事業者求められる事項

事業者は、以下の1～5について、高齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、国や関係団体等による支援も活用して、**実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むように努めてください。**

事業場における安全衛生管理の基本的体制と具体的取組の体系を図解すると次のようになります。



1 安全衛生管理体制の確立

ア 経営トップによる方針表明と体制整備

- ・ 企業の経営トップが高齢者労働災害防止対策に取り組む方針を表明します
- ・ 対策の担当者や組織を指定して体制を明確化します
- ・ 対策について労働者の意見を聴く機会や、労使で話し合う機会を設けます



※考慮事項※

- ・ 高齢労働者が、職場で気付いた労働安全衛生に関するリスクや働く上で負担に感じていること、自身の不調等を相談できるよう、社内に相談窓口を設置したり、孤立することなくチームに溶け込んで何でも話せる風通しの良い職場風土づくりが効果的です

イ 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施

- ・ 高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
- ・ リスクアセスメントの結果を踏まえ、2以降の具体的事項を参考に取組事項を決定します

※考慮事項※

- ・ 職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→
- ・ 必要に応じフレイルやロコモティブシンドロームについても考慮します

※フレイル：加齢とともに、筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、生活機能障害や要介護状態等の危険性が高くなった状態

※ロコモティブシンドローム：年齢とともに骨や関節、筋肉等運動器の衰えが原因で「立つ」、「歩く」といった機能（移動機能）が低下している状態

- ・ 社会福祉施設、飲食店等での家庭生活と同様の作業にもリスクが潜んでいます



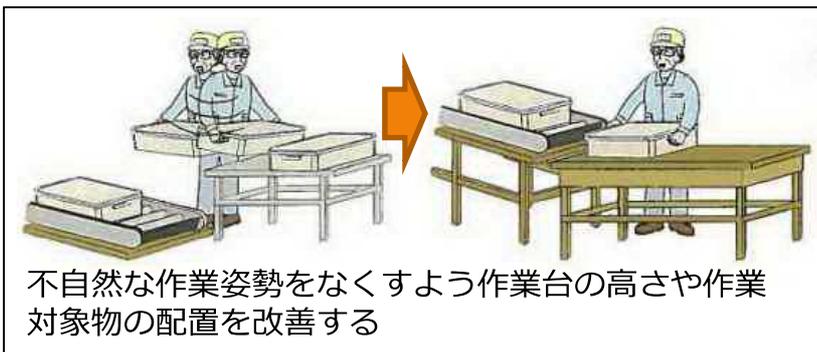
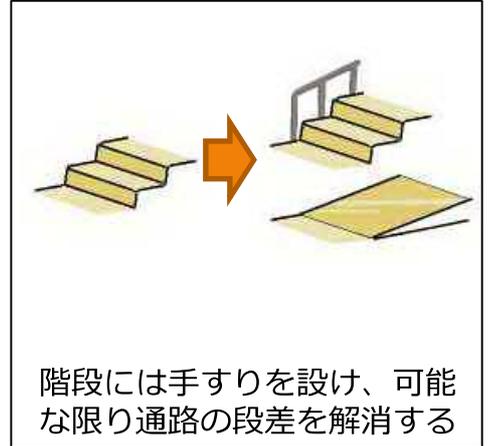
ガイドラインの概要

2 職場環境の改善

(1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）

- ・ 高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を検討し、必要な対策を講じます
- ・ 以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

↓対策の例↓



その他の例

- ・ 床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用する
- ・ 熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用する
- ・ パワーアシストスーツ等を導入する
- ・ パソコンを用いた情報機器作業では、照明、文字サイズの調整、必要な眼鏡の使用等により作業姿勢を確保する 等

ガイドラインの概要

(2) 高齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

- ・敏捷性や持久性、筋力の低下等の高齢労働者の特性を考慮して、作業内容等の見直しを検討し、実施します
- ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

▼対策の例▼

<共通的な事項>

- ・事業場の状況に応じて、勤務形態や勤務時間を工夫することで高齢労働者が就労しやすくします（短時間勤務、隔日勤務、交替制勤務等）

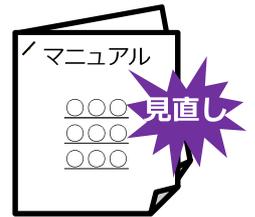
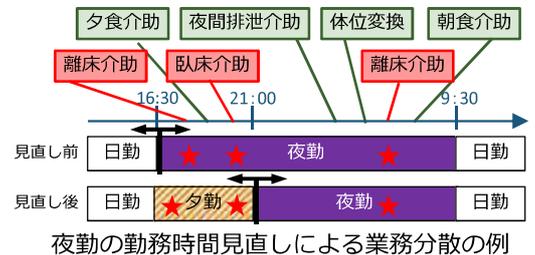
- ・ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等に配慮した作業マニュアルを策定します
- ・注意力や集中力を必要とする作業について作業時間を考慮します
- ・身体的な負担の大きな作業では、定期的な休憩の導入や作業休止時間の運用を図ります

<暑熱な環境への対応>

- ・一般に年齢とともに暑い環境に対処しにくくなるので、意識的な水分補給を推奨します
- ・始業時の体調確認を行い、体調不良時に速やかに申し出るよう日常的に指導します

<情報機器作業への対応>

- ・データ入力作業等相当程度拘束性がある作業では、個々の労働者の特性に配慮した無理のない業務量とします



3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

(1) 健康状況の把握

- ・労働安全衛生法で定める雇入時および定期的健康診断を確実に実施します
- ・その他、以下に掲げる例を参考に、高齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます

▼取組の例▼

- ・労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者が、地域の健康診断等（特定健康診査等）の受診を希望する場合、勤務時間の変更や休暇の取得について柔軟に対応します
- ・労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者に対して、事業場の実情に応じて、健康診断を実施するよう努めます



ガイドラインの概要

(2) 体力の状況の把握

- ・高年齢労働者の労働災害を防止する観点から、事業者、高年齢労働者双方が体力の状況を客観的に把握し、事業者はその体力にあった作業に従事させるとともに、高年齢労働者が自らの身体機能の維持向上に取り組めるよう、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます
- ・体力チェックの対象となる労働者から理解が得られるよう、わかりやすく丁寧に体力チェックの目的を説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜その方針を見直します

▼対策の例▼

- ・加齢による心身の衰えのチェック項目（フレイルチェック）等を導入します
- ・厚生労働省作成の「転倒等リスク評価セルフチェック票」等を活用します
- ・事業場の働き方や作業ルールにあわせた体力チェックを実施します。この場合、安全作業に必要な体力について定量的に測定する手法と評価基準は、安全衛生委員会等の審議を踏まえてルール化するようにします

✿考慮事項✿

- ・体力チェックの評価基準を設ける場合は、合理的な水準に設定し、安全に行うために必要な体力の水準に満たない労働者がいる場合は、その労働者の体力でも安全に作業できるよう職場環境の改善に取り組むとともに、労働者も必要な体力の維持向上の取組が必要です。

転倒等リスク評価セルフチェック票

体力チェックの一例 詳しい内容は→ 

I. 身体機能測定結果

③2ステップテスト（歩行能力・筋力）
あなたの結果は cm / cm(身長) = 評価

②座位ステップテスト（敏捷性）
あなたの結果は 回 / 20秒

③フランクシナリオーチ（動的バランス）
あなたの結果は cm

④閉眼片足立ち（静的バランス）
あなたの結果は 秒

⑤開眼片足立ち（静的バランス）
あなたの結果は 秒

身体機能計測の評価数字を
下のレーダーチャートに黒字で記入

II. 観察票（身体特性）

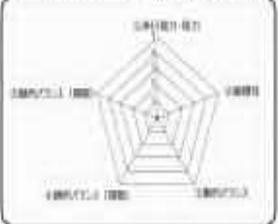
観察項目	高リスク領域判定	採点	評価	評定
1. 人の中心、正面に歩むことができない歩行をする	○	0	低	○
2. 歩行中に足が滑りやすい状態になる	○	0	低	○
3. 歩行中に足が滑りやすい状態になる	○	0	低	○
4. 歩行中、少し前後に足が滑りやすい状態になる	○	0	低	○
5. 歩行中に足が滑りやすい状態になる	○	0	低	○
6. 歩行中に足が滑りやすい状態になる	○	0	低	○
7. 歩行中に足が滑りやすい状態になる	○	0	低	○
8. 歩行中に足が滑りやすい状態になる	○	0	低	○
9. 歩行中に足が滑りやすい状態になる	○	0	低	○
10. 歩行中に足が滑りやすい状態になる	○	0	低	○

↑ 採点結果 ↓

採点結果	評価
0	低
1	低
2	低
3	低
4	低
5	低
6	低
7	低
8	低
9	低
10	低

↑ 採点結果 ↓

採点結果を記入したレーダーチャート



(3) 健康や体力の状況に関する情報の取扱い

健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

また、労働者の体力の状況の把握に当たっては、個々の労働者に対する不利益な取扱いを防ぐため、労働者自身の同意の取得方法や情報の取扱い方法等の事業場内手続について安全衛生委員会等の場を活用して定める必要があります。

エイジフレンドリーガイドラインの概要

4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- (1) 個々の高齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた措置
脳・心臓疾患が起こる確率は加齢にしたがって徐々に増加するとされており、高齢労働者については基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます



※考慮事項※

- ・業務の軽減等の就業上の措置を実施する場合は、高齢労働者に状況を確認して、十分な話し合いを通じて本人の理解が得られるよう努めます

- (2) 高齢労働者の状況に応じた業務の提供
健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するとされており、個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます

※考慮事項※

- ・疾病を抱えながら働き続けることを希望する高齢者の治療と仕事の両立を考慮します
- ・ワークシェアリングで健康や体力の状況や働き方のニーズに対応することも考えられます

- (3) 心身両面にわたる健康保持増進措置
- ・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づく取組に努めます
 - ・集団と個々の高齢労働者を対象として身体機能の維持向上に取り組むよう努めます
 - ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて取り組みます

▼対策の例▼

- ・フレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した健康づくり活動を実施します
- ・体力等の低下した高齢労働者に、身体機能の維持向上の支援を行うよう努めます
例えば、運動する時間や場所への配慮、トレーニング機器の配置等の支援を考えます
- ・健康経営の観点や、コラボヘルスの観点から健康づくりに取り組みます

5 安全衛生教育

- (1) 高齢労働者に対する教育
- ・高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
 - ・再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います

※考慮事項※

- ・身体機能の低下によるリスクを自覚し、体力維持や生活習慣の改善の必要性を理解することが重要です
- ・サービス業に多い軽作業や危険と感じられない作業でも、災害に至る可能性があります
- ・勤務シフト等から集合研修が困難な事業場では、視聴覚教材を活用した教育も有効です

- (2) 管理監督者等に対する教育
- ・教育を行う者や管理監督者、共に働く労働者に対しても、高齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます

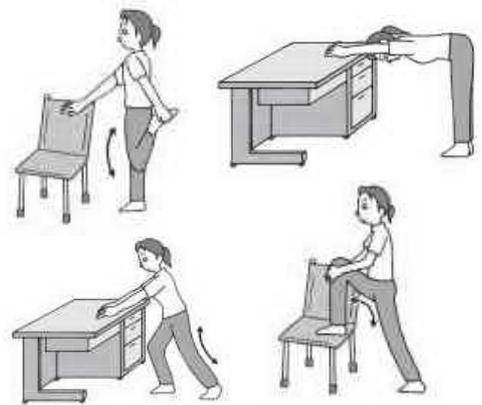
ガイドラインの概要

労働者に求められる事項

生涯にわたり健康で長く活躍できるようにするために、一人ひとりの労働者は、事業者が実施する取組に協力するとともに、**自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組む**ことが必要です。

個々の労働者が、**自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながり得ることを理解し**、労使の協力の下、以下の取組を実情に応じて進めてください。

- ・自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努めます
- ・法定の定期健康診断を必ず受けるとともに、法定の健康診断の対象とならない場合には、地域保健や保険者が行う特定健康診査等を受けるようにします
- ・体力チェック等に参加し、自身の体力の水準を確認します
- ・日ごろからストレッチや軽いスクワット運動等を取り入れ、基礎的体力の維持に取り組みます
- ・適正体重の維持、栄養バランスの良い食事等、食習慣や食行動の改善に取り組みます



ストレッチの例
「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」より

好事例を参考にしましょう

取組事例を参考にして、自らの事業場の課題と対策を検討してください

➤ 厚生労働省ホームページ

(先進企業) <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000156041.html>

(製造業) <https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/1003-2.html>

➤ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ

<http://www.jeed.or.jp/elderly/data/statistics.html>

国による支援等（令和2年度）

エイジフレンドリー補助金（新設）

高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等に要する費用を補助します 是非ご活用ください
※事業場規模、高齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定（全ての申請者に交付されるものではありません）

1 対象者 60歳以上の高齢労働者を雇用する中小企業等の事業者

2 補助額 補助率2分の1、上限100万円

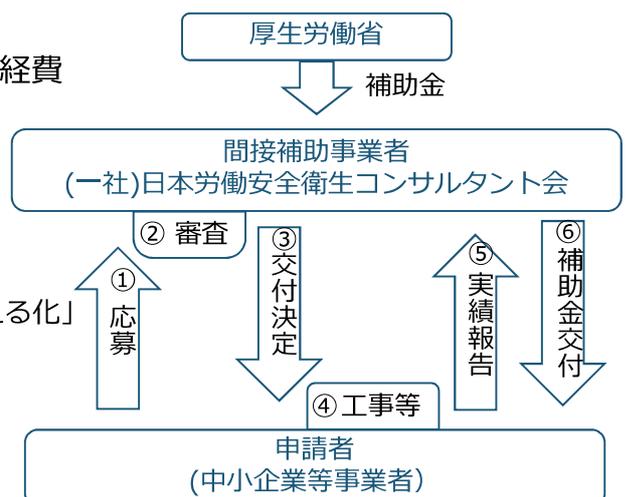
3 対象経費

高齢労働者の労働災害防止のための措置に係る経費

【措置の例】

- 高齢者に優しい施設整備や機械設備の導入等
 - ・作業場内の段差解消
 - ・床や通路の滑り防止
 - ・リフト機器等の導入による人力取扱重量の抑制
- 健康確保のための取組
 - ・高齢労働者の体力低下について気づきを促す取組
 - ・ウェアラブル端末を活用したバイタルデータの「見える化」
- 高齢者の特性に配慮した安全衛生教育

※補助の具体的な条件、応募手続き等の詳細は、厚生労働省ホームページを確認してください。



高齢者の安全衛生対策について個別に相談したいときは

中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援を無料で行います。

現場確認

専門職員が2時間程度で**現場確認**と**ヒアリング**を行い、事業場の安全衛生管理状況の現状を把握します。

費用は
無料です！



結果報告

専門職員が現場確認の結果を踏まえた**アドバイス**を行います。

- ◆ **転倒、腰痛、墜落・転落災害の予防**のアドバイスを行います。
- ◆ **現場巡視における目の付け所**のアドバイスを行います。
- ◆ 災害の芽となる「危険源」を見つけ、**リスク低減の具体的方法**をお伝えします。

労働災害防止団体 問い合わせ先

- ・中央労働災害防止協会
- ・建設業労働災害防止協会
- ・陸上貨物運送事業労働災害防止協会
- ・林業・木材製造業労働災害防止協会
- ・港湾貨物運送事業労働災害防止協会

- 技術支援部業務調整課
- 技術管理部指導課
- 技術管理部
- 教育支援課
- 技術管理部

- 03-3452-6366 (製造業等関係)
- 03-3453-0464 (建設業関係)
- 03-3455-3857 (陸上貨物運送事業関係)
- 03-3452-4981 (林業・木材製造業関係)
- 03-3452-7201 (港湾貨物運送事業関係)

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントによる安全衛生診断

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントは、厚生労働大臣が認めた労働安全・労働衛生のスペシャリストです。事業者の求めに応じて事業場の安全衛生診断等を行います。

【問い合わせ先】 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
電話：03-3453-7935 ホームページ：<https://www.jashcon.or.jp/contents/>

有料

高齢者の戦力化のための条件整備について個別に相談したいときは

高齢者戦力化のための条件整備について
65歳超雇用推進プランナー
高齢者雇用アドバイザー
にご相談ください！



65歳超雇用推進プランナー・ 高齢者雇用アドバイザーとは

高齢者の雇用に関する専門的知識や経験等を持っている外部の専門家です。

- 企業の人事労務管理等の諸問題の解決に取り組んだことのある人事労務管理担当経験者
- 経営コンサルタント
- 社会保険労務士
- 中小企業診断士
- 学識経験者
- など



65歳超雇用推進プランナー・高齢者雇用アドバイザーは、全国のハローワークと連携して、企業の高齢者雇用促進に向けた取組を支援しています！

相談・助言

無料

各企業の実情に応じて、以下の項目に対する専門的かつ技術的な**相談・助言**を行っています。

- 人事管理制度の整備に関する事
- 賃金、退職金制度の整備に関する事
- 職場の改善、職域開発に関する事
- 能力開発に関する事
- 健康管理に関する事
- その他高齢者等の雇用問題に関する事

機構HPはこちら



○お近くのお問合せ先は、高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ (<http://www.jeed.or.jp>) からご覧いただけます。
○「65歳超雇用推進事例サイト (<https://www.elder.jeed.or.jp/>)」により、65歳を超える人事制度を導入した企業や健康管理・職場の改善等に取り組む企業事例をホームページにて公開しています。

高齢労働者の労働災害防止対策についての情報は
[厚生労働省ホームページ](#)に掲載しています



職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- 1 このチェックリストは、職場における**新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認**いただくことを目的としています。
- 2 項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。ですので、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありません。**職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に実施**いただくことが大切です。
- 3 確認した結果は、**衛生委員会等に報告**し、対策が不十分な点があれば調査審議いただき、改善に繋がってください。また、その**結果について全ての労働者が確認できるように**してください。
- 衛生委員会等が設置されていない事業場においては、事業者による自主点検用に用いて下さい。
- 都道府県労働局、労働基準監督署に報告いただく必要はありません。

項	目	確認
1	感染防止のための基本的な対策	
	(1) 感染防止のための3つの基本： 身体的距離の確保、 マスクの着用、 手洗い	
	・人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを求めている。	はい・いいえ
	・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はい・いいえ
	・外出時、屋内にいるときや会話をするときに、症状がなくてもマスクの着用を求めている。	はい・いいえ
	・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うことを求めている(手指消毒薬の使用も可)。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
	(2) 三つの密の回避等の徹底	
	・三つの密(密集、密接、密閉)を回避する行動について全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・咳エチケットを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・こまめな換気について全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
	(3) 日常的な健康状態の確認	
	・出勤前に体温を確認するよう全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・入社時等に、全員の日々の体調(風邪症状や発熱の有無等)を確認している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
	(4) 一般的な健康確保措置	
	・長時間の時間外労働を避けるなど、疲労が蓄積しないように配慮している。	はい・いいえ
	・十分な栄養摂取と睡眠の確保について全員に周知し、意識するよう求めている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ

項	目	確認
(5)「新しい生活様式」の実践例で示された「働き方の新しいスタイル」の取組状況について		
	・「テレワークやローテーション勤務」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「時差通勤でゆったりと」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「オフィスはひろびろと」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「会議はオンライン」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「名刺交換はオンライン」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「対面での打合せは換気とマスク」を取り入れている。	はい・いいえ
(6)新型コロナウイルス感染症に対する情報の収集		
	・国、地方自治体等のホームページ等を通じて最新の情報を収集している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
2 感染防止のための具体的な対策		
(1)基本的な対策		
	・換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声の「3つ密」を同時に満たす行事等を行わないようにしている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(2)換気の悪い密閉空間の改善		
	・職場の建物が機械換気(空気調和設備、機械換気設備)の場合、建築物衛生法令の空気環境の基準が満たされている。	はい・いいえ
	・職場の建物の窓が開く場合、1時間に2回程度、窓を全開している。	はい・いいえ
	・電車等の公共交通機関の利用に際し、窓開けに協力するよう全員に周知している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(3)多くの人が密集する場所の改善		
	・在宅勤務・テレワーク・ローテーション勤務などを推進している。	はい・いいえ
	・時差通勤、自転車通勤、自家用車通勤などの活用を図っている。	はい・いいえ
	・テレビ会議等により、人が集まる形での会議等をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
	・対面での会議やミーティング等を行う場合は、人と人の間隔をできるだけ2m(最低1m)空け、可能な限り真正面を避けるようにしている。	はい・いいえ
	・接客業等について、人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽するようにしている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(4)接触感染の防止について		
	・物品・機器等(例:電話、パソコン、デスク等)については、複数人での共用をできる限り回避するようにしている。	はい・いいえ
	・事業所内で労働者が触れることがある物品、機器等について、こまめに消毒を実施することとしている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ

項	目	確認
(5) 近距離での会話や発声の抑制	・職場では、人と人との間に距離をなるべく保持するようにしている。	はい・いいえ
	・外来者、顧客、取引先との対面での接触をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(6) トイレの清掃等について	・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行うこととしている。	はい・いいえ
	・トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示している。	はい・いいえ
	・ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備している。	はい・いいえ
	・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルを禁止している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
	便器内は通常の清掃でよい。	
(7) 休憩スペース等の利用について	・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにしている。	はい・いいえ
	・休憩スペースは常時換気することに努めている。	はい・いいえ
	・休憩スペースの共有する物品(テーブル、いす、自販機ボタン等)は、定期的に消毒をしている。	はい・いいえ
	・休憩スペースへの入退室の前後に手洗い又は手指の消毒をしている。	はい・いいえ
	・社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、昼休み等の休憩時間に幅を持たせている。	はい・いいえ
	・社員食堂では感染防止のため、トングやポットなどの共用を避けている。	はい・いいえ
	・その他の共有の施設について、密閉、密集、密接とならないよう利用方法について検討している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(8) ゴミの廃棄について	・鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛ることとしている。	はい・いいえ
	・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用することとし、作業後は必ず石けんと流水で手洗いをする事としている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
3 風邪症状が出た場合等の対応		
	・風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底を全員に求めている。	はい・いいえ
	・「新型コロナウイルス感染症についての相談の目安」や最寄りの「帰国者・接触者相談センター」を全員に周知している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ

項	目	確認
4 新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者(以下「陽性等」)が出た場合等の対応		
(1)陽性等に対する不利益取扱い、差別禁止の明確化		
	・新型コロナウイルスの陽性等であると判明しても、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこと及び差別的な取扱いを禁止することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
(2)陽性等が出た場合の対応		
	・新型コロナウイルスに陽性であると判明した場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルスに陽性であると判明した第三者との濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルスに陽性であるとの報告を受け付ける事業場内の部署(担当者)を決め、全員に周知している。また、こうした情報を取り扱う部署(担当者)の範囲を決め、全員に周知している。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルスに陽性である者と濃厚接触した者が職場内にいた場合にどのような対応をするかルール化し、全員に周知している。	はい・いいえ
	・職場の消毒等が必要になった場合の対応について事前に検討を行っている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(3)その他の対応		
	・濃厚接触者への対応等、必要な相談を受け付けてくれる「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」を確認してある。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
5 感染防止に向けた行動変容		
	・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明している。	はい・いいえ
	・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ

ご不明な点がございましたら、お近くの労働局又は労働基準監督署の安全衛生主務課にお問い合わせください。

R2.5.14版

職場の「熱中症」を防ごう!

～本格的な夏を迎える前から、計画的に熱中症の予防を行きましょう～

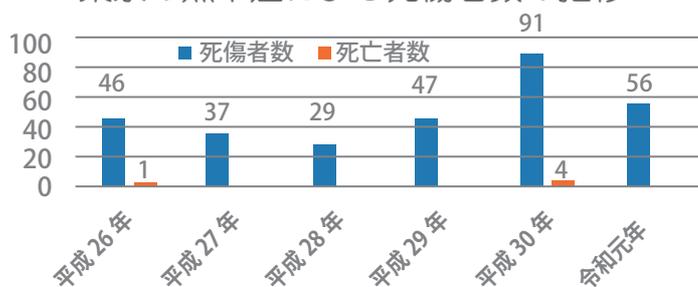
平成31年（令和元年）の東京労働局管内の熱中症による休業4日以上労働災害は56人（令和2年2月3日現在の速報値）で、記録的な猛暑であった前年に比べ減少しました。業種別では、建設業が約24%を占め、そのほか警備業、陸上貨物運送事業など幅広い業種で発生しています。また、屋外作業に限らず、屋内作業においても発生しています。

月別の熱中症による死傷者数をみると、全体の約9割は7月から8月にかけて発生していますが、5月以前にも発生しています。

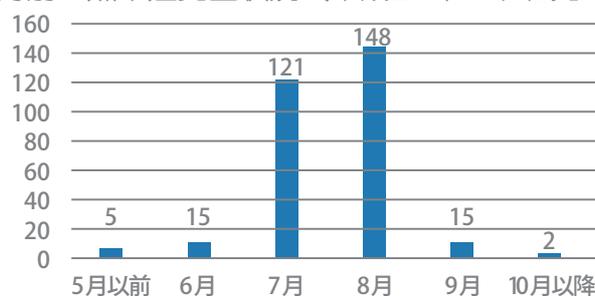
熱中症に対しては、正しい知識と適切な予防対策や応急処置が必要です。本格的な夏を迎える前から、計画的に熱中症の予防を行きましょう。



東京の熱中症による死傷者数の推移



月別の熱中症発生状況（平成26年～令和元年）



■平成31年(令和元年)に発生した熱中症の発生事例（東京）

発生月時間	業種	発生状況	発生時気温 (発生日最高気温)	休業見込 日数等
7月 10時	ビルメンテナンス業	マンション共用廊下でゴミの搬出作業をしている時に、脱水状態になり動けなくなり、救急搬送された。	27.3℃ (29.0℃)	約2週間
8月 14時	貨物自動車運送業	家庭ごみの収集作業中、体調不良のため車両で休憩をしていたが、痙攣等の症状が出たため救急搬送された。	27.9℃ (27.9℃)	約3週間
8月 19時	警備業	交通誘導警備作業終了後、具合が悪くなり、しばらくして痙攣が見られたので救急搬送された。	32.6℃ (33.9℃)	約1か月
8月 16時	建築 工事業	2階屋根の板金張替え作業中、具合が悪くなったため、地上に降りたところ気を失い救急搬送された。	34.0℃ (34.7℃)	約3か月

（参考）気温は、東京管区気象台(千代田区大手町)の値です。

熱中症とは 熱中症とは高温、多湿の環境下で体内の水分と塩分のバランスが崩れ、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害で、症状により次のように分類されます。これらの症状が現れた場合は、熱中症を発症した可能性があります。

I 度	めまい・失神 「立ちくらみ」のこと。「熱失神」と呼ぶこともあります。	重症度 小
	筋肉痛・筋肉の硬直 筋肉の「こむら返り」のこと。「熱けいれん」と呼ぶこともあります。 大量の発汗	
II 度	頭痛・気分の不快・吐き気・おう吐・けん怠感・虚脱感 体がぐったりする、力が入らないなど。従来「熱疲労」と言われていた状態です。	大
III 度	意識障害・けいれん・手足の運動障害 呼びかけや刺激への反応がおかしい、ガクガクと引きつけがある、まっすぐ歩けないなど。 高体温 体に触ると熱いという感触があります。	



4月中に実施しましょう！

暑さ指数（WBGT 値）
の把握の準備



作業計画の策定など

設備対策・休憩場所
の確保の検討

服装などの検討

教育研修の実施

熱中症予防管理者の
選任と責任体制の確立

緊急事態の措置の確認

熱中症を防ぐには

直射日光等により高温・多湿になる屋外作業場などでは、熱中症を予防するため次の対策に努めてください。

① 作業環境管理

- 日よけや通風をよくするための設備（スポットクーラー等）を設置し、作業中適宜散水する。（通風が悪い場所での散水については、散水後の湿度上昇に注意する。）
- 水分や塩分を補給するためのものや身体を適度に冷やすことができる氷や保冷剤、冷たいおしぼりなどを備付け、摂取・使用状況を確認する。
- 作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所または日陰などの涼しい休憩場所を設ける。
- 作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所または日陰などの涼しい休憩場所を設ける。作業中の暑熱環境の変化がわかるよう、JIS規格「JIS B 7922」に適合した暑さ指数計によりWBGT測定を行う。

② 作業管理

- 作業休止時間や休憩時間を確保し、高温多湿作業場所の連続作業時間を短縮する。
- 計画的に熱への順化期間を設ける。
- 作業服は透湿性と通気性のよいもの、帽子は通気性のよいものを着用する。

③ 健康管理

- 健康診断結果などにより労働者の健康状況をあらかじめ把握しておく。また、熱中症の発症に影響を与えるおそれのある糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全等に注意する。
- 労働者の健康状況等の確認を行うため、作業前に体調確認を行うとともに作業中は巡視を頻繁に行う。
- 朝食摂取、前日の飲酒量の確認を行う。

④ 労働衛生教育

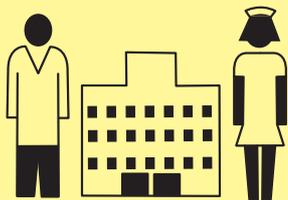
- 労働者が高温多湿場所で作業する場合、作業管理者と労働者に対してあらかじめ、①熱中症の症状②熱中症の予防方法③緊急時の処置④熱中症の事例についての労働衛生教育を行う。

異常時の措置 ～少しでも異常を感じたら～

- ・一旦作業を離れる・病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ・病院へ運ぶまでは一人きりにしない

救急措置

少しでも異常がみられたら次の応急手当を行うとともに、呼びかけに対する返事がおかしい等意識障害がある、自力で水分を摂取できない、症状が回復しない、その他必要と認める場合には直ちに医療機関へ搬送してください。



- ◆暑い現場から涼しい日陰か、冷房が効いている部屋などに移す。
- ◆水分と塩分を取らせる。
- ◆衣類をゆるめて（場合によっては、脱がせて）、体から熱への放散を助ける。
- ◆うちわ、扇風機の風に当て、氷のう等で首、脇の下、足の付け根を冷やす。

職場の熱中症予防対策は万全ですか？

高温多湿な場所で作業を行うと、体内の水分や塩分のバランスがくずれ、体温調節機能がうまく働かなくなり、熱中症になることがあります。熱中症は、体内に熱がたまることによって、めまいや筋肉痛、吐き気、さらには、けいれんなどを起こし、死亡することもある病気です。

熱中症が起こるのは、炎天下での屋外作業だけに限りません。屋内の作業場や倉庫などでも湿度が高く通風が悪いと熱中症のリスクが高まります。

今年、新型コロナウイルス感染症の予防のため、職場でのマスクの着用をはじめとする感染防止策が実施されています。外出機会が減ることで、暑さに身体が慣れていない人も多いことから、職場での熱中症予防を徹底するとともに、万一熱中症の初期症状が現れたら速やかに対策を講じましょう。

職場の熱中症予防対策は万全か、以下のチェックリストで自主点検しましょう。

① WBGT値（暑さ指数）を活用していますか？

<input type="checkbox"/>	WBGT値は、現場ごとに異なります。輻射熱も考慮した黒球付きのWBGT測定器でWBGT値を実測しましょう。	
<input type="checkbox"/>	作業強度により、物差しとなるWBGT基準値を正しく選定して評価します。実測値がWBGT基準値を超えると、熱を遮る遮へい物、簡易な屋根、通風・冷房の設備の設置や連続作業時間の短縮、作業場所の変更が必要です。	
<input type="checkbox"/>	WBGT基準値を大幅に超える作業場所でやむを得ず作業を行わせる場合は、単独作業を控え、休憩時間を長めに設定しましょう。	

WBGT測定器 (例)

② 休憩場所は整備していますか？

<input type="checkbox"/>	冷房を備えた休憩場所・日陰などの涼しい休憩場所を設けましょう。屋内や車内の休憩場所については、換気に気をつけるとともに、休憩スペースを広げたり休憩時間をずらすなど、人と人との距離を保ちましょう。共有設備は定期的に消毒するなど清潔に。	
<input type="checkbox"/>	氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワーなどの身体を適度に冷やすことのできる物品や設備を設けましょう。感染拡大防止のため、手指の消毒設備も設けましょう。	
<input type="checkbox"/>	飲料水などを備え付け、水分や塩分の補給を、定期的に行いましょう。飲食前には手洗いを徹底し、飲み口の共有を避けましょう。	
<input type="checkbox"/>	建設現場で休憩場所を共有する場合、借用ルールを定めて関係労働者に伝えるなど、利用環境を整えましょう。	

日陰の確保 (例)

冷水機 (例)

③ 計画的に、熱に慣れ、環境に適応するための期間を設けていますか？

<input type="checkbox"/>	労働者が熱に慣れ、環境に適応しているか確認し、適応していない場合は、7日以上かけて高温多湿の環境での作業時間を次第に長くしましょう。
<input type="checkbox"/>	急激な気温の上昇や、4日以上のお休み明けは、ベテラン作業員も「熱への慣れ」が低下し、身体への負担が大きくなります。作業内容や作業時間にも配慮しましょう。

④ のどの渇きを感じなくても、労働者に水分・塩分を摂取させていますか？

- 作業強度に応じて、定期的にスポーツドリンクや経口補水液などを摂らせましょう。身体が欲するのどの渇きは、加齢や病気、身体の塩分不足のほかマスクで口が覆われることにより、感じにくくなることがあります。
- トイレに行きにくいことを理由として労働者が水分の摂取を控えることがないように、労働者がトイレに行きやすい職場環境を作りましょう。



⑤ 労働者に、透湿性・通気性の良い服装や帽子を、着用させていますか？

- 熱を吸収する服装、保熱しやすい服装は避け、透湿性・通気性のよい衣服を着用させましょう。
- 石綿除去等作業や放射性粉じん取扱いにおける保護衣など、衣類によっては、表2に照らして熱中症リスクを検討しましょう。必要に応じて、WBGT値を補正し、より涼しい環境で作業を
- マスクについては、WBGT値の衣服補正（表2）の対象とはなっていませんが、負荷の大きい作業などで息苦しいときは、こまめの休憩と十分な水分補給をしましょう。防じんマスクなど作業に必要なマスクは、しっかり着用を。
- 作業中も、労働者の顔や状態から、心拍や体温その他体調の異常がないかよく確認を。マスクや溶接面などで顔が隠れると、熱中症の初期症状を見逃すことがあります。

⑥ 日常の健康管理など、労働者の健康状態に配慮していますか？

- 糖尿病、高血圧症、心疾患などは、熱中症になりやすいことがあります。もれなく健康診断を実施し、医師の意見に基づく就業上の措置の徹底を。感染症拡大防止のため健康診断を延期している場合でも、基礎疾患の有無の確認を。
- 日々の体調確認も重要です。作業開始前に、睡眠不足や体調不良がないことの確認を。朝礼や点呼は、人が密集しないよう小グループで。

⑦ 熱中症を予防するための労働衛生教育を行っていますか？

- 熱中症の予防には、熱中症に対する正しい知識が不可欠です。高温多湿下での作業では、知識をもつ衛生管理者や熱中症予防管理者教育を受けた管理者の下での作業を。
- 労働者にも、体調の異常を正しく認識できるよう、雇入れ時や新規入場時に表4による教育をしましょう。



⑧ 熱中症の発症に備えて、緊急連絡網を作成などを行っていますか？

- 緊急時のため、熱中症に対応可能な近隣の病院、診療所の情報を含む緊急連絡網や救急措置の手順を作成し、関係者に周知しましょう。
- 熱中症は、症状が急激に悪化することが多くあります。安静中も一人にしないとともに、医療機関の混雑などで救急隊の到着が遅れることも想定し、早めの通報を。



<参考 熱中症の症状と分類>

分類	I度	II度	III度	
症状	めまい・失神、筋肉痛・筋肉の硬直、大量の発汗	頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感	意識障害・けいれん・手足の運動障害、高体温	
重症度	小			大

II度に分類される症状が現れた場合は、病院などに搬送することが望ましく、III度に分類される症状が現れた場合は、直ちに救急隊を要請する必要があります。

表 1. 身体作業強度などに応じたWBGT基準値

区分	身体作業強度（代謝率レベル）の例	WBGT基準値				
		熱に順化している人（℃）		熱に順化していない人（℃）		
0 安静	◆安静	33		32		
1 低代謝率	◆楽な座位 ◆軽い手作業（書く、タイピング、描く、縫う、簿記） ◆手と腕の作業（小さいベンチツール、点検、組立てや軽い材料の区分け） ◆腕と足の作業（普通の状態での乗物の運転、足のスイッチやペダルの操作） ◆立位 ◆ドリル（小さい部分） ◆フライス盤（小さい部分） ◆コイル巻き ◆小さい電気子巻き ◆小さい力の道具の機械 ◆ちょっとした歩き（速さ3.5 km/h）	30		29		
2 中程度代謝率	◆継続した頭と腕の作業（くぎ打ち、盛土） ◆腕と脚の作業（トラックのオフロード操縦、トラクターや建設車両） ◆腕と胴体の作業（空気ハンマーの作業、トラクター組立て、しっくい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、草掘り、果物や野菜を摘む） ◆軽量の荷車や手押し車を押したり引いたりする ◆3.5～5.5 km/hの速さで歩く ◆鍛造	28		26		
3 高代謝率	◆強度の腕と胴体の作業 ◆重い材料を運ぶ ◆大ハンマー作業 ◆草刈り ◆硬い木にかんなをかけたりのみで彫る ◆5.5～7.5 km/hの速さで歩く ◆重い荷物の荷車や手押し車を押したり引いたりする ◆鋳物を削る ◆コンクリートブロックを積む	◆シャベルを使う ◆のこぎりをひく ◆掘る	気流を感じないとき 25	気流を感じるとき 26	気流を感じないとき 22	気流を感じるとき 23
4 極高代謝率	◆最大速度の速さでとても激しい活動 ◆おのを振るう ◆激しくシャベルを使ったり掘ったりする ◆階段を登る、走る、7 km/hより速く歩く		23	25	18	20

※この表は、日本産業規格Z 8504（人間工学—WBGT（湿球黒球温度）指数に基づく作業者の熱ストレスの評価—暑熱環境）附属書A「WBGT熱ストレス指数の基準値表」を基に、同表に示す代謝率レベルを具体的な例に置き換えて作成したものです。

※熱に順化していない人とは、「作業する前の週に毎日熱にばく露されていなかった人」のことをいいます。

表 2. 衣類の組み合わせによってWBGT値に加えるべき補正值

下記の衣類を着用して作業を行う場合は、算出されたWBGT値に、各補正值を加えてください。

衣服の種類	作業服（長袖シャツとズボン）	布（織物）製つなぎ服	二層の布（織物）製服	SMSポリプロピレン製つなぎ服	ポリオレフィン布製つなぎ服	限定用途の蒸気不透湿性（不浸透性）つなぎ服
WBGT値に加えるべき補正值（℃）	0	0	3	0.5	1	11

※補正值は、一般にレベルAと呼ばれる完全な不透湿性（不浸透性）防護服に使用しないでください。

※重ね着の場合は、個々の補正值を加えて全体の補正值とすることはできません。

表3. 熱中症予防管理者労働衛生教育

事項	範囲	時間
熱中症の症状※	<ul style="list-style-type: none"> ◆熱中症の概要 ◆職場における熱中症の特徴 ◆体温の調節 ◆体液の調節 ◆熱中症が発生する仕組みと症状 	30分
熱中症の予防方法※	<ul style="list-style-type: none"> ◆WBGT値（意味、基準値に基づく評価） ◆作業環境管理（WBGT値の低減、休憩場所の整備など） ◆作業管理（作業時間の短縮、熱への順化、水分と塩分の摂取、服装、作業中の巡視など） ◆健康管理（健康診断結果に基づく対応、日常の健康管理、労働者の健康状態の確認、身体の状況の確認など） ◆労働衛生教育（労働者に対する教育の重要性、教育内容と教育方法） ◆熱中症予防対策事例 	150分
緊急時の救急処置	<ul style="list-style-type: none"> ◆緊急連絡網の作成と周知 ◆緊急時の救急措置 	15分
熱中症の事例	<ul style="list-style-type: none"> ◆熱中症の災害事例 	15分

※ 熱中症に対する基礎知識の状況に応じ、短縮できる事項があります。

表4. 労働者向けの労働衛生教育（雇入れ時または新規入場時）

事項	範囲
熱中症の症状	<ul style="list-style-type: none"> ◆熱中症の概要 ◆職場における熱中症の特徴 ◆体温の調節 ◆体液の調節 ◆熱中症が発生する仕組みと症状
熱中症の予防方法	<ul style="list-style-type: none"> ◆WBGT値の意味 ◆現場での熱中症予防活動（熱への順化、<u>水分と塩分の摂取</u>、服装、日常の健康管理など）
緊急時の救急処置	<ul style="list-style-type: none"> ◆緊急時の救急措置
熱中症の事例	<ul style="list-style-type: none"> ◆熱中症の災害事例

※下線部については、小グループでの朝礼などの際に繰り返し教育しましょう。

<もっと詳しく!>

厚生労働省のホームページでは、「職場における労働衛生対策」で、熱中症予防の取組みを紹介しています。

職場における労働衛生対策

検索

ご不明な点などは、お近くの都道府県労働局または労働基準監督署へお問い合わせください。